

人事行政の運営等の状況を公表します

「古河市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の給与や職員数、勤務条件などについてお知らせします。詳細は、市ホームページをご覧ください。

【問】 職員課Tel.92-3111



1. 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員採用状況(R2/4/2~R3/4/1採用)

職種	採用人数(人)
一般事務	14
保育士	2
建築技師	1
計	17

※上記のほか、再任用短時間勤務職員14人が採用されています。

(3) 年齢別職員構成の状況(R3/4/1現在)

年齢区分	人数(人)	年齢区分	人数(人)
20歳未満	2	44歳~47歳	101
20歳~23歳	32	48歳~51歳	167
24歳~27歳	55	52歳~55歳	111
28歳~31歳	88	56歳~59歳	64
32歳~35歳	103	60歳以上	1
36歳~39歳	71	計	850
40歳~43歳	55		

※再任用短時間勤務職員およびフルタイム会計年度任用職員は含みません。

(2) 部門別職員数の状況(各年4/1現在)

部門	職員数(人)		増減数(人)	
	R2	R3		
一般行政部門	議会	8	8	0
	総務	188	190	2
	税務	63	63	0
	農林水産	25	26	1
	商工	21	17	-4
	土木	107	101	-6
	民生	197	197	0
	衛生	55	65	10
小計	664	667	3	
特別行政部門	教育	90	88	-2
	小計	90	88	-2
普通会計	計	754	755	1
公営企業会計部門等	水道	23	22	-1
	下水道	29	26	-3
	その他	47	47	0
	小計	99	95	-4
合計	853	850	-3	

※再任用短時間勤務職員およびフルタイム会計年度任用職員は含みません。

(4) 給料表の等級・職制上の段階ごとの職員数の状況(R3/4/1現在)

区分	行政職	職員数(人)	合計(人)
1級	主事・技師、主事補・技師補	111	840
2級	主事・技師	114	
3級	主幹	180	
4級	係長	247	
5級	課長補佐	107	
6級	課長・副参事	62	
7級	副部長・参事	5	
8級	部長・事務局長・理事	14	

※上記のほか、医療職、技能労務職、特定任期付職員、再任用短時間勤務職員が合計51人います。
※1級：定型的な業務を行う主事・技師。2級：高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事・技師。

2. 職員の給与の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況(R3/4/1現在)

古河市	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42歳5カ月	314,500円	377,400円
技能労務職	54歳2カ月	295,400円	326,000円
茨城県	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42歳4カ月	326,241円	411,079円
技能労務職	55歳9カ月	313,649円	360,239円

※平均給料月額は、職員の基本給の平均です。
※平均給与月額は、給料月額と月々支給される諸手当の合計です。

(2) 職員の初任給の状況(R3/4/1現在)

区分	古河市	茨城県
一般行政職	大学卒	182,200円 / 188,700円
	高校卒	150,600円 / 154,900円

(3) 職員の期末・勤勉手当の状況(R3/4/1現在)

	古河市		茨城県	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.275月分	0.95月分	1.275月分	0.95月分
12月期	1.275月分	0.95月分	1.275月分	0.95月分
計	2.55月分	1.9月分	2.55月分	1.9月分

(4) 特別職の報酬等の状況(R3/4/1現在)

区分	給料月額等	区分	支給割合	
給料	市長 970,000円	期末手当	市長 6月期：1.675月分 12月期：1.675月分 計：3.350月分	
	副市長 770,000円			
	教育長 670,000円			
	議長 500,000円			
報酬	副議長 450,000円	議長	副議長	
	議員 400,000円			議員

第2次古河市男女共同参画プラン 後期実施計画を策定しました

後期実施計画では、社会環境の変化や市民意識調査の結果を踏まえ、これまでの計画の施策を継承しつつ、男女共同参画・ダイバーシティ社会の視点に立った社会制度・慣行の見直し等、現行のプランを時代にあった内容に修正しました。この計画には「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」を含みます。

【問】 人権・男女共同参画室Tel.92-3111

古河市は **男女共同参画宣言都市** です

市では、男性と女性がそれぞれの個性と能力を発揮できる社会を目指し、平成21年2月7日に「古河市男女共同参画都市宣言」をしました。毎年2月7日~13日を男女共同参画週間とし、さまざまな取り組みを行っています。



基本目標

- I 互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の確立
- II いきいきと働ける社会環境の整備
- III あらゆる分野における男女共同参画の推進
- IV 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実

詳細は
こちらから



ご存じですか？ 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な人を、その代理人(成年後見人等)が法的に支援する制度です。

この制度には、すでに判断能力が不十分な人のための「法定後見制度」と、将来判断能力が不十分になったときに備えてあらかじめ成年後見人等を決めておく「任意後見制度」の2種類があります。

【問】 高齢者サポートセンター総和Tel.92-5920



成年後見人等の支援内容

本人の意思を尊重し、体の状態や生活状況に配慮しながら支援を行います。

◆成年後見人等ができること

- (例)・日常的な金銭管理
 - ・福祉サービス等の契約
 - ・入院、施設等入所契約
 - ・相続の遺産分割等

◆成年後見人等ができないこと

- (例)・身元引受人や保証人になること
 - ・手術等の同意
 - ・買い物や通院の付き添い等

こんなときに利用できます

- ・認知症の父のために、父の口座から預金を引き出そうとしたら、引き出すことができなかった
- ・認知症の母が悪徳商法の被害に遭う心配がある
- ・一人暮らしで老後が心配。自宅で生活ができなくなったら老人ホームに入所したいが、その手続きや支払いをしてほしい

成年後見制度に関する相談窓口

成年後見サポートセンターこが Tel.48-0994
(受付時間：月~金曜日、8時30分~17時)